

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年9月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年3月9日 14時40分ごろ
発生場所	香川県直島町直島北方沖 讃岐寺島灯台から真方位093°1,150m付近 （概位 北緯34°28.8′ 東経133°59.1′）
インシデントの概要	旅客フェリーめおん2は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年3月10日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー めおん2、266トン
船舶番号、船舶所有者等	136479、雌雄島海運株式会社
乗組員等に関する情報	機関長、五級（機関）（履歴限定、機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、乗客46人を乗せ、車両1台を積載し、岡山県玉野市宇野港に向けて直島北方沖を西進中、主機の回転数が徐々に低下して黒煙を発生した。</p> <p>本船は、機関長が機関室に降りて主機の点検を行っていたところ、平成28年3月9日14時40分ごろ主機が停止した。</p> <p>機関長は、燃料油系統の2次こし器のエア抜きを行ったものの、燃料油が供給されない状態が続き、その原因を特定することができず、主機を始動することを断念し、船長にその旨を連絡した。</p> <p>船長は、安全な海域に錨泊した後、船舶所有者に代替船及び修理業者の手配を依頼した。</p> <p>乗客は、錨泊場所で、船舶所有者が手配した海上タクシーに移乗して宇野港に向かい、車両1台は、本船が宇野港に到着後、陸揚げされた。</p> <p>主機は、修理業者によって点検が行われた結果、燃料供給ポンプの圧力調整弁の調整バネが経年使用で劣化し、設定圧力より低い圧力で同弁が開弁し、規定の燃料油量が主機に供給されなかったことが判明した。</p> <p>主機は、機関継続検査の計画表に従って整備されていたものの、燃料供給ポンプが同計画表に記載されておらず、長期間整備されていな</p>

	<p>かった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、直島北方沖を西進中、主機燃料供給ポンプの圧力調整弁の調整バネが経年使用で劣化し、設定圧力より低い圧力で同弁が開弁したことから、規定の燃料油量が主機に供給されず、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、直島北方沖を西進中、主機燃料供給ポンプの圧力調整弁の調整バネが経年使用で劣化し、設定圧力より低い圧力で同弁が開弁したため、規定の燃料油量が主機に供給されず、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、定期的に機関継続検査計画表を見直して、項目の漏れがないか確認することが望ましい。</li> </ul>